ほうじんかい

Chibaminami Houjinkai

税と地域のための情報誌
千葉南法人会会報
春
2022年 4・5・6月
No.137

きっと、いろいろな情報に出会います。

- 速報版 税制改正のあらまし
- 税金情報
- 身近な法律相談
- 各種コラム
- 法人会からのお知らせ 他

千葉南法人会会員の皆様にお届けしております。

第７回税に関する絵はがきコンクール表彰式

「いつでも・どこでも・便利な」キャッシュレス納付 PR 活動

大学生への食糧支援活動

令和３年度確定申告タクシー PR 活動

めざします企業の繁栄と社会への貢献
一般社団法人 千葉南法人会

eLTAX エルタックス 地方税ポータルシステム
e-Tax www.e-tax.nta.go.jp

税と地域のための情報誌

ほうじんかい

春

2022年 4・5・6月
No.137

表紙の言葉

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。
現在、80万社の会員企業、41都道府県に441の会を擁する団体として、大きく発展しています。千葉南法人会でもさまざまな社会貢献活動を実施しております。

INDEX

NEWS［活動報告］ 1
令和3年度PR活動
○走る広告塔でPR　○キャッシュレス納付PR

速報情報 2
『税制改正のあらまし』速報版

税金トピックス 6
知っていますか？インボイス制度
～適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！～
「e-Tax推進税理士」のご紹介

NEWS［活動報告］ 8
［第5回パソコン講座］
「プレゼンテーション総合力向上セミナー」
［6回パソコン講座］
「Google活用術セミナー」
［支援活動］
大学生への食糧支援活動

Information［税金情報］ 9
税務だより　印紙税過誤納確認申請書の郵送提出に関するお願い
県税だより　個人住民税の特別徴収について
～個人住民税は給与からの特別徴収がルールです～

法律相談 10
テーマ『人事労務関係の法改正について』

コラム 11
・産業応援コラム
『世が認めるならばノーベル賞級の発明』
・天満由美子の健康運（5月～8月）

事務局からのお知らせ 12
新入会員紹介／法人会からのお願い

【活動報告】

令和３年度 確定申告タクシーPR活動

確定申告タクシーPR活動 感染症対策としてタクシーで自宅申告を呼びかけ

一般社団法人千葉南法人会（会長麻薙重彦）と一般社団法人千葉南青色申告会（会長岡田博文）は、昨年に引き続き電子申告（e-Tax）により自宅からの確定申告を呼びかけるPR用マグネットシートをタクシー会社に交付する「タクシー出発式」を開催いたしました。

千葉南税務署高橋署長挨拶

今年もタクシー600台に装着！

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、「税務署に出向くことなくパソコンやスマートフォンによる自宅からの確定申告」を呼びかけるこの事業は、今年で6年目を迎え千葉県タクシー協会千葉支部・市原支部のご協力の下、今年もタクシー６００台に装着され、走る広告塔として３月１５日まで「e-Taxによる自宅申告」を呼びかけます。

確定申告PR用マグネットシート装着

「いつでも・どこでも便利な」キャッシュレス納付PR活動

PR用マグネットシートをゴミ収集車28台に装置！

一般社団法人千葉南法人会(会長 麻薙重彦)は、「いつでも・どこでも・便利な」キャッシュレス納付の一層の普及を呼びかけるPR用マグネットシートを、千葉南税務署管内のゴミ収集車委託会社に交付する出発式を開催いたしました。

この事業は国が課税主体となる「国税」と地方自治体が課税主体となる「地方税」の納付に納税者が便利なキャッシュレス納付の利用率向上を呼びかけるマグネットシートを新たに作成し、市原市ゴミ収集委託会社のご協力の下、ゴミ収集車28台に装置され走る広告塔として３月１５日迄「キャッシュレス納付」を呼びかけます。

主催者を代表して一般社団法人千葉南法人会 麻薙会長挨拶

千葉南税務署高橋署長より
丸八建設運輸㈱ 舩﨑社長へ
マグネットシート授与

千葉県市原県税事務所山﨑所長より
丸八建設運輸㈱ 舩﨑社長へ
マグネットシート授与

参加者全員で記念撮影

法人会

令和４年度

税制改正のあらまし

速報版

Ⅰ　法人税関係

(1)　中小企業における所得拡大促進税制の見直し

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件が見直されるとともに、控除率が最大 40%に引き上げられた上で、適用期限が１年延長されます。

適用要件	■給与総額の増加率			
	現　行	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率 1.5%以上		
	改正案	変更なし		
税額控除	■控除率			
	現　行	基　本	雇用者全体の給与総額の対前年度増加率 1.5%以上	
		上乗せ（賃上げ）	+10%	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率 2.5%以上 かつ
		上乗せ（教育訓練費）		教育訓練費増加等の要件の充足（※1・3）
	改正案	基　本	変更なし	
		上乗せ（賃上げ）	+15%	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率 2.5%以上
		上乗せ（教育訓練費）	+10%（※2）	教育訓練費の対前年度増加率 10%以上（※1②・3）
	■控除上限額			
	現　行	当期の法人税額 ×20%		
	改正案	変更なし		

※１　教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件
　①　教育訓練費の対前年度増加率 10%以上
　②　中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明が必要（改正案：廃止）
※２　控除率 15%の上乗せ措置（賃上げ）の適用を受けない場合は、合計 25%（基本 15%＋10%）
※３　確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正案：明細書の保存）が必要

適用時期	令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(2)　人材確保等促進税制の抜本的見直し

大企業が給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度が見直され、継続雇用者の給与総額を一定以上増加させた企業については、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大 30%が控除されます（※1）。

適用要件	■給与総額の増加率			
	現　行	新規雇用者の給与総額：対前年度増加率 2%以上		
	改正案	継続雇用者の給与総額：対前年度増加率 3%以上（※2）		
税額控除	■控除率			
	現　行	基　本	新規雇用者の給与総額 ×15%	
		上乗せ（賃上げ）	—	—
		上乗せ（教育訓練費）	+5%	教育訓練費の対前年度増加率 20%以上（※3）
	改正案	基　本	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額 ×15%	
		上乗せ（賃上げ）	+10%	継続雇用者の給与総額：対前年度増加率 4%以上
		上乗せ（教育訓練費）	+5%（※4）	教育訓練費の対前年度増加率 20%以上（※3）
	■控除上限額			
	現　行	当期の法人税額 ×20%		
	改正案	変更なし		

※１　資本金 10 億円以上、かつ、常時使用従業員数 1,000 人以上の大企業は給与等の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築等の方針等を、自社のウェブサイトに宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出ることが要件
※２　「継続雇用者の給与総額」とは、継続雇用者（当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者で一定の者）に対する支給額
※３　確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正案：明細書の保存）が必要
※４　控除率 10%の上乗せ措置（賃上げ）の適用を受けない場合は、合 20%（基本 15%＋5%）

適用時期	令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(3)　特定税額控除規定の不適用措置の見直し

大企業について、以下の要件のいずれにも該当しない場合、研究開発税制その他一定の税額控除（特定税額控除※）の規定については、適用できないこととされています（大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外）。

①　その大企業の継続雇用者の給与総額が前事業年度の継続雇用者の給与総額を超えること

②　その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費の３割の金額を超えること

改正案では、資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える場合のいずれにも該当する場合には、①の要件が「継続雇用者の給与総額の対前年度増加率が 1%以上（令和４年度については 0.5%以上）」に見直されます。

※　特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関連する租税特別措置（研究開発税制、地域未来投資促進税制、５G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制）の税額控除

適用時期	令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(4)　中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額 800 万円まで損金算入可）の適用期限が２年延長されます。

また、交際費等のうち接待飲食費の 50%までを損金算入できる特例措置（資本金の額等が 100 億円以下の大法人も適用可）についても、適用期限が２年延長されます（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

適用時期	令和６年３月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(5)　少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度が見直され、対象となる資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除きます）の用に供した資産が除かれます。また、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の適用期限が２年延長されます。

	取得価額	償却方法
全ての企業	①少額減価償却資産10万円未満の減価償却資産	全額損金算入（即時償却）
	②一括償却資産 20 万円未満の減価償却資産	３年間で均等償却
中小企業者等	③中小企業者等の少額減価償却資産（※）30 万円未満の減価償却資産	全額損金算入（即時償却）

※　常時使用する従業員 500 人以下の中小企業者等（連結法人を除きます）が 30 万円未満の減価償却資産の取得等をして事業の用に供した場合、減価償却資産の取得価額の合計額 300 万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度

適用時期	①、②の改正については、令和４年４月１日以後取得等をする減価償却資産から適用されます。③の改正については、令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に取得等をする減価償却資産に適用されます。

(6)　オープンイノベーション促進税制の見直し

スタートアップ企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、オープンイノベーション促進税制（※）が見直されます。

改正案では、対象となる一定のスタートアップ企業の設立経過年数の要件や特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間等について、以下の見直しを行った上で、適用期限が２年延長されます。

①　出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が 10%以上の赤字会社にあっては、設立の日以後の期間が 15 年未満（現行：10 年未満）となります。

②　対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間が、特定株式の取得の日から３年（現行：５年）となります。

※　一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合、取得価額の 25%を所得控除できる制度

また、特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間についても、３年（現行：５年）となります。

適用時期	令和４年４月１日から令和６年３月31日までの間に一定の株式を取得した場合に適用されます。

Ⅱ　所得税関係

(1)　住宅ローン控除の見直し

住宅の省エネ性能の向上や長期優良住宅の取得を促進する観点から、住宅性能などに応じた上乗せ措置が講じられます。

改正案では、住宅の取得等をして令和４年から令和７年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率、控除期間、所得要件、床面積要件について、以下の見直しを行った上で、適用期限が４年延長されます。

			入居年			
			R4	R5	R6	R7
借入限度額	新築買取再販	認定住宅	5,000万円		4,500万円	
		ZEH 水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円	
		その他の住宅	3,000万円		2,000万円	
	既存住宅	認定住宅 ZEH 水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000 万円			
		その他の住宅	2,000 万円			
控除率			0.7%			
控除期間	新築・買取再販		13 年（※）			
	既存住宅		10 年			
所得要件			2,000 万円以下			
床面積要件			50 ㎡以上			

※　R6・R7 入居の「その他の住宅」については 10 年です。
注　認定住宅とは、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅をいいます。
　　ZEH とは、断熱・省エネ・創エネで、住宅の年間エネルギー消費量を正味で、おおむねゼロにする　　住宅をいいます。

適用時期　令和４年１月１日から令和７年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

(2)　住宅ローン控除に係る申告手続等の見直し

納税者の申告利便の向上の観点から、住宅ローン控除に係る申告手続等が見直されます。現在、確定申告・年末調整で住宅ローン控除の適用を受けるためには、納税者は申告の際、銀行等から交付された住宅ローンに係る年末残高証明書を提出又は提示しなければなりません。

改正案では、銀行等が、年末残高の情報等を記載した調書を税務署に提出することになりますので、納税者は年末残高証明書の提出又は提示が不要となります。

適用時期　居住年が令和５年以後である者が、令和６年１月１日以後に行う確定申告・年末調整について適用されます。

(3)　認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の見直し

認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除は、個人が、国内において認定住宅の新築・購入（新築等）をし、その新築等をした認定住宅を自己の居住の用に供した場合には、その年分の所得税額から、認定基準の適合に必要な標準的なかかり増し費用の 10% 相当の金額を控除することができる制度です。

改正案では同制度について、適用対象住宅に ZEH 水準省エネ住宅を加えた上で、適用期限が２年延長されます（認定住宅の新築等の住宅ローン控除との選択適用）。

入居年	対象住宅	控除対象限度額	控除率
令和４・５年	（現行）認定住宅	650 万円	10%
	（改正案）認定住宅 ZEH 水準省エネ住宅		

適用時期　令和４年１月１日から令和５年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

Ⅲ　資産税関係

(1)　法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置（令和９年 12 月 31 日まで）で、特例承継計画の確認申請を令和５年３月 31 日までに提出しなければなりませんでした。改正案では、新型コロナウイルス感染症の影響により承継時期を後ろ倒しにする傾向があることから、特例承継計画の提出期限が１年延長され、令和６年３月 31 日までとなります。

適用時期　特例承継計画の提出期限が、令和６年３月 31 日まで延長されます。

(2)　直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が見直されます。

改正案では、非課税限度額について、それぞれ次に定める金額とされます。また、適用対象となる既存住宅の築年数要件が撤廃され、昭和 57 年以降に建築された住宅用家屋又は新耐震基準に適合している住宅用家屋とする等の見直しが行われた上で、受贈者の年齢要件を 18 歳以上（現行：20 歳以上）に引き下げ、適用期限が２年延長されます。

	現　行	改正案
耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,500 万円	1,000 万円
上記以外の住宅用家屋	1,000 万円	500 万円

適用時期　令和５年 12 月 31 日まで適用期限が延長されます。ただし、非課税限度額は令和４年１月１日以後に係る贈与税について、受贈者の年齢要件は令和４年４月１日以後に係る贈与税について、それぞれ適用されます。

Ⅳ　消費税関係

(1)　適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し

適格請求書等保存方式に係る登録手続について、現行では、令和５年10月１日の属する課税期間においては、経過措置により、課税期間の途中でも登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができます。一方、その後の課税期間においては、課税期間の途中から登録を受けることはできません。

改正案では、免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるようにするため、令和５年10月１日から令和11年９月30日の属する課税期間中においても、課税期間の途中からの登録を可能とするように見直されます。

なお、この適用を受けて課税事業者となる適格請求書発行事業者（登録日が令和５年10月１日の属する課税期間中である者を除きます）は、登録開始日以後２年を経過する日の属する課税期間まで事業者免税点制度が適用されません。

適用時期　令和４年４月１日以後に行う登録手続について適用されます。

Ⅴ　その他

(1)　土地に係る固定資産税の負担調整措置

土地に係る固定資産税について、令和４年度限りの負担調整措置として、商業地等の地価が大きく上昇（負担水準が60%未満の土地に限る）した場合、課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする措置が講じられます（ただし、負担水準20%未満の場合、課税標準額は評価額の20%となります）。

※　負担水準とは、「前年度の課税標準額 ÷ 今年度の評価額 ×100」で算出された割合(%)をいいます。

商業地等の負担水準が20~60%未満（地価が上昇）	現　行	課税標準額＝前年度課税標準額＋評価額 ×5%
	改正案	課税標準額＝前年度課税標準額＋評価額 ×2.5%

適用時期　令和４年度限りの負担調整措置となります。

(2)　電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度の宥恕措置の整備

申告所得税及び法人税の電子取引の取引情報（請求書、領収書、見積書など）に係る電子データの保存について、令和４年１月１日以後に行う電子取引については、書面出力による保存は廃止され、保存要件に従った電子データの保存が必要となります。

改正案では、令和４年１月１日から令和５年12月31日までの間に行う電子取引について、電子データを保存要件に従って保存できなかった場合、税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に出力書面の提示又は提出の求めに応じることができる場合には、その保存要件にかかわらず、電子データの保存をすることができるとする経過措置が講じられました。

適用時期　令和４年１月１日から令和５年12月31日までの間に行う電子取引の取引情報について適用されます。

(3)　財産債務調書制度の見直し

財産債務調書制度について、提出期限が緩和されるなど提出義務者の事務負担の軽減が図られるとともに、適正な課税を確保する観点から、特に高額な資産保有者についても所得基準によらずに財産債務調書の提出義務者とする措置が講じられます。

	現　行	改正案
提出義務者	所得2,000万円超、かつ、その年の12月31日において総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上を有する者	現行の提出義務者に加え「総資産10億円以上」に該当する者も対象とする
提出期限	翌年3月15日	翌年6月30日
記載内容の省略	取得価額100万円未満の家庭用動産	取得価額300万円未満の家庭用動産

適用時期　令和６年１月１日以後に提出すべき調書（令和５年分以後の調書）について適用されます。

＊このパンフレットは、令和3年12月24日に閣議決定された令和4年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

公益財団法人
全国法人会総連合
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6
FAX　03-3357-6682
http://www.zenkokuhojinkai.or.jp
※内容に関するお問い合わせは、上記の宛先までＦＡＸ等文書にてお送りください。なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、予めご了承ください。

TAX Information

千葉南税務署からのお知らせ

消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／ もう始まってます！

多くの事業者の方が登録申請をされてます！
早めの登録を受けることで、
取引先へのお知らせがスムーズに！

- 令和５年 10 月１日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Tax で登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！

個人事業者の方はスマートフォンからでも e-Tax で申請できます。e-Tax のご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度が始まったらどう変わるの？

その疑問にお答えします！

インボイス制度説明会
申込受付中！

オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！

全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！各国税局 HP 又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局 HP 内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に関する情報

説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁 HP の「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&A や申請手続に関する情報を掲載しています。
※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

説明会に関する情報

インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス：電話番号 0120 - 205 - 553（無料） コールセンター：受付時間 9:00 ～ 17:00（土日祝除く）

「e-Tax・eLTAX推進税理士」のご紹介

このたび、(e-Tax)の普及活動の一環として、千葉県税理士会千葉南支部の皆様方にアンケートへのご協力をお願いし、「e-Tax・eLTAX推進税理士」として当広報誌への掲載をご承諾いただきました税理士の皆様をご紹介いたします。

当会員の皆様方におかれましては、e-Tax・eLTAXの推進に、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、この「e-Tax・eLTAX推進税理士」名簿をご利用いただきますようお願い申し上げます。

（敬称略・五十音順）

No.	税理士名	郵便番号	所在地	電話番号
1	石川　恵一	266-0031	千葉市緑区おゆみ野4-28-1	043-291-8766
2	石橋　三男	267-0066	千葉市緑区あすみが丘8-12-24	043-295-5032
3	出雲　祐	299-0117	市原市青葉台6-5-9	0436-63-2075
4	稲益　裕士	266-0031	千葉市緑区おゆみ野5-22-10	043-312-6560
5	岩村　衛	260-0824	千葉市中央区浜野町1291-1	043-261-7461
6	上野　和範	266-0033	千葉市緑区おゆみ野南1-8-4	043-291-9293
7	岡本　次男	267-0061	千葉市緑区土気町1623-5	043-497-6445
8	岡本　義昭	260-0055	千葉市緑区越智町777-95	043-295-1816
9	景山　秀貴	290-0062	市原市八幡1126-67	0436-41-2689
10	苅谷　憲二	266-0005	千葉市緑区誉田町2-24-345	043-292-7314
11	今野　裕司	260-0842	千葉市中央区南町2-17-9 三幸第3マンション702号	043-261-6163
12	齋藤　精	290-0038	市原市五井西４－１０－１０	0436-21-8864
13	白井　真	260-0806	千葉市中央区宮崎2-2-26	043-208-7331
14	鈴木　栄二	299-0128	市原市椎の木台2-1-42	0436-66-1029
15	鈴木　竜之	260-0834	千葉市中央区今井2-14-4	070-2650-7393
16	須藤　淳也	290-0056	市原市五井1751-88	0436-26-0033
17	髙橋　加津美	260-0804	千葉市中央区赤井町740-8	043-209-3531
18	髙橋　健一郎	260-0822	千葉市中央区蘇我1-25-8	043-264-5507
19	髙宮　惇一	266-0033	千葉市緑区おゆみ野南2-6-5-201	080-4374-3500
20	西村　直樹	290-0143	市原市ちはら台西5-23-5 丸藤会館205号室	080-3299-2045
21	地引　規悦	290-0054	市原市五井中央東2-25-16 恵和ビル203	0436-20-2055
22	地引　正浩	290-0261	市原市西野200-1	0436-37-1301
23	徳千代　雅彦	267-0066	千葉市緑区あすみが丘7-26-6	080-3017-9308
24	遠山　景一	290-0081	市原市五井中央西1-23-6 ジュリオ斉藤ビル202	0436-23-7891
25	長岡　忠昭	299-0118	市原市椎津1042-12	0436-62-0625
26	中野　伸也	267-0061	千葉市緑区あすみが丘東2-1-3	043-295-2388
27	中山　藤男	266-0005	千葉市緑区誉田町2-25-29 エクセル誉田301	043-293-5531
28	能美　太一	290-0054	市原市五井中央東2-2-2	0436-63-5433
29	花澤　登實雄	260-0834	千葉市中央区今井2-17-13	043-266-2045
30	藤澤　志保	267-0066	千葉市緑区あすみが丘5-56-9	043-372-1717
31	牧野　智成	260-0842	千葉市中央区南町3-6-16 牧野勇次税理士事務所	043-263-0762
32	牧野　勇次	260-0842	千葉市中央区南町3-6-16	043-263-0762
33	増嶋　英昭	260-0825	千葉市中央区村田町704	043-264-3655
34	増田　武志	267-0066	千葉市緑区あすみが丘3-50-18 柳屋ビル２Ｆ	043-294-4422
35	満塩　美穂	290-0051	市原市君塚5-15-2	0436-24-6646
36	吉野　悦司	260-0834	千葉市中央区今井1-23-10 シテイコスモ401	043-268-3181
37	和田　恭一	290-0069	市原市八幡北町1-11-2 ビラヤワタ111号	090-6642-7757
38	渡部　剛	266-0005	千葉市緑区誉田町2-2-15	043-293-5637
39	税理士法人吉田税理士事務所	260-0033	千葉市緑区おゆみ野南3-23-15	043-293-6470
40	つばめ税理士法人	299-0110	市原市姉崎東2-5-20	0436-63-6988
41	税理士法人草野会計	290-0255	市原市光風台1-73	0436-36-3007

株式会社 笹原工務店
「安心・安全」を常に心掛け、社会貢献のできる企業を目指しています

〒290-0143 千葉県市原市ちはら台西二丁目８番２
TEL 0436-74-1421㈹ FAX 0436-74-1422

パソコン講座

第５回パソコン講座　　１月19日㈬　参加者５名
「プレゼンテーション総合力向上セミナー」

ビジネスシーンで今や当然のように行われているプレゼンテーション。苦手な人や嫌いな人も多いのではないでしょうか。しかしながらこれから上を目指していこうと考えているなら、このプレゼンテーション能力を高めていくことが不可欠となっていきます。今回のセミナーでは仕事の作業効率を高める目からうろこのテクニックをWEBセミナーを積極的に活用している公益社団法人松山法人会（愛媛）にご協力を頂き、（株）エンカレッジ代表の玉野聖子氏を講師に千葉東法人会・千葉西法人会との共催で１月１９日に開催、５名の受講がありました。

説明中の
㈱ エンカレッジ
玉野先生

受講風景

第６回パソコン講座　　２月16日㈬　参加者11名
「Google 活用術セミナー」

ご存じですか？Googleのサービスはインターネットとメールだけではありません。Googleは、データ共有やオンラインアンケートなど様々なサービスを無料ですることができます。今回のセミナーではGoogleのサービスの概要やできることについて、仕事の作業効率を高める目からうろこのテクニックをWEBセミナーを積極的に活用している公益社団法人松山法人会（愛媛）にご協力を頂き、（株）エンカレッジ代表の玉野聖子氏を講師に千葉東法人会・千葉西法人会との共催で２月１６日に開催、１１名の受講がありました。

受講風景

受講風景

支援活動

大学生への食糧支援活動

一般社団法人千葉南法人会女性部会（部会長　中村静子）は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイトができない状態が続くなど経済的に影響を受けた大学生に食糧支援をするため、会員・関係団体のご協力を頂き、１２月、１月、２月、３月に管内の学校法人大乗淑徳学園淑徳大学に４回４０万円分の食糧支援を行いました。
実施にあたりご協力頂きました関係団体・会員の皆様には心より感謝申し上げます。２月以降も経済状況が悪化した大学生への食糧支援を続けてまいります。

食糧支援品

食料支援品贈呈式で挨拶中の麻薙会長

食糧支援目録贈呈中の鈴木厚生委員長

支援品配布風景

税務だより

印紙税過誤納確認申請書の郵送提出に関するお願い

日頃から税務行政に対して、ご理解と協力をいただき厚くお礼申し上げます。

印紙税過誤納確認申請書につきましては、申請者の皆様の利便性向上と印紙税過誤納確認事務の効率化を図る観点から、可能な限り郵送での提出をお願いします。

印紙税過誤納確認申請書及び過誤納確認の対象となる文書を郵送される際には以下の点にご留意いただきますようお願いします。

（ご留意いただき点）

- ○ 確認する事項や不足書類がある場合には、担当の職員から電話連絡しますので、申請書には、日中に連絡可能な電話番号を記載してください。
- ○ 審査の結果、還付を行う場合には、印紙税過誤納確認書を郵送しますので、必ずお受け取りください。
- ○ 過誤納確認の対象となる文書は、印紙税過誤納確認書と併せて郵送により返却します。過誤納確認の対象となる文書の返却を要しない場合は、印紙税過誤納確認申請書の「返却不要」欄に○を記入してください。
- ○ 還付金の支払手続は、印紙税過誤納確認書を発送してから、概ね1か月から1か月半かかります。
- ○ 印紙税過誤納確認申請で来署される場合は、手続等に十分な面接時間を設ける必要があることから、電話で事前に予約をお願いします。

県税だより

個人住民税の特別徴収について

～個人住民税は給与からの特別徴収がルールです～

◆特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が毎月従業員等（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員等に代わり市町村に納入していただく制度です。

◆基本的な手続きの流れ

[STEP①]給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在給与の支払いをしている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「給与支払報告書」を従業員（納税義務者）が1月1日現在お住まいの市町村に提出する必要があります。また、年の途中に退職した方についても提出する必要があります。

[STEP②]特別徴収額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村から事業主（特別徴収義務者）あてに「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」が送付されます。この時に年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から特別徴収（給与天引き）を開始してください。

[STEP③]納期と納入方法

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収（給与天引き）した月の翌月10日です。この日が土・日・祝日の場合は、その翌営業日となります。従業員（納税義務者）がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

けやき総合法律事務所（千葉県弁護士会所属）

身近な法律相談

弁護士
徳吉　完

テーマ『人事労務関係の法改正について』

今年度（２０２２年度）は、４月１日から民法の成人年齢が引き下げられる（２０歳→１８歳）など、多くの法改正が施行される予定です。今回は、その中から、企業の人事労務に関わるいくつかの重要な法改正について取り上げます。

Q1 育児・介護休業法について、どのように変わりますか。

A1 いわゆる「男性版産休制度」（正式には「出生時育児休業制度」）が新設され、１０月１日から施行されます。これは、男性労働者に対し、子どもが生まれてから８週間以内に４週間までの休業取得を可能とし、２回までの分割取得も可能とする制度です。従前の育児休業制度との併用も可能とされています。また、育児休業を２回に分割して取得することも可能になります。

このほか、育児休業を取得しやすい雇用環境を整備すること、育児休業制度を周知し取得意向を個別に確認すること、育児休業の取得状況を公表すること（従業員１０００人超の企業のみ）等が、４月１日から義務付けられることになります。

Q2 女性活躍推進法の改正点について教えてください。

A2 女性活躍推進法では、「自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析」「数値目標と取組みを盛り込んだ行動計画の策定・周知・公表」「都道府県労働局への届出」「自社の女性の活躍に関する情報の公表」が義務付けられています。従前は、従業員数３０１名以上の企業が対象でしたが、４月１日から、１０１名以上の企業へと対象が拡大されます。

例えば、自社の状況把握にあたっては、必ず把握すべき項目として「採用した労働者に占める女性労働者の割合」「男女の平均継続勤務年数の差異」「管理職に占める女性労働者の割合」「労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況」が定められています。

パワハラ防止法も改正されると聞きましたが、どのような内容ですか。

Q3 ４月１日から、中小企業に対しても、パワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が適用されることになります。

A3 パワハラ防止法では、企業に対し、パワーハラスメントを防止するために、「事業主の方針を明確にして周知、啓発すること（就業規則や社内報への記載、職場の実態調査、研修の実施等）」「相談に応じるための体制を整備すること（社内外の相談窓口の設置、相談しやすい環境の整備等）」「パワハラが起きた場合は迅速かつ適切な対応を取ること（双方からの事情聴取・事実関係の確認、配置転換や指導などの適切な措置、研修などの再発防止措置等）」を義務付けています。

ちなみに、職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの、をいいます。

このように、主に職場環境の整備・改善という観点から、多くの法改正が施行され、中小企業を含め対応が求められます。

具体的な対応方法については、厚生労働省のホームページ等でご確認のうえ、ご不明な点は弁護士や社会保険労務士等の専門家にご相談ください。

印刷全般、書籍本から名刺まで
「思い」を「カタチ」にする印刷会社

お気軽にご相談ください。
DM/ハガキ／名刺／チラシ／資料／カレンダー／パンフレット
リーフレット／席次・招待状／論文集／自費出版／随筆集
句集／記念集／パッケージ／各種サンプル作成　他

有限会社丸三印刷所
〒260-0805千葉市中央区宮崎町774-7
043-263-6952　043-266-4400

産業応援コラム

～世が認めるならばノーベル賞級の発明？～

株式会社ナルナル 代表 石井　一行

今年に入ってトンガ海底火山噴火による津波、ロシアのウクライナ侵攻、コロナ・オミクロンの拡大と、地球上では大変動の事態が立続けに起こり続けています。世界的な不安定要素に石油高騰、穀物高騰、物価高騰と、経済活動も先行き不透明で、穏やかだった日々の思い出と春のお花見を楽しみにしていた人々の、未来に対する不安が増大し続けています。農業界でも肥料の価格が高騰して農家の経営を圧迫しています。こんな世の中でも、技術の革新は止むことなく続けられています。

そんな技術の一端として、当社で開発したナルナル式無臭ポットン便所をご紹介したいと思います。南税務署管内で、世が認めるならばノーベル賞級の発明だと思っています。人間は動物として食べ物を食べて胃腸で消化して残渣をウンチとして排出します。江戸時代では高級肥料として金肥（キンピ）と言われていました。高値で売買いされていたのですが、人工肥料が登場してからは臭いという事もあって次第に敬遠され、今では人糞堆肥の存在は過去の存在となってしまいました。私の若い頃は田舎の香水と言われていて、家のポットン式便所と共に当たり前の景色なのでした。水洗便所の時代となり、ポットン式便所は廃屋の古民家にしかありません。今では水に流しているウンチですが、醸（カモ）せば貴重な肥料になります。

当社の無臭醗酵によるウンチの堆肥化はとっても簡単で、モミガラに当社開発の菌群を振りかけるだけです。完全に無臭なので、寝たきり老人用の簡易トイレに使われてもいますし、古民家に住む方々の新アイテムとして好評利用されています。

当社としては、この無臭化醗酵技術は副産物的なものだったので、これまで特に宣伝とかしていません。しかし、こんなご時世ですから、この技術が世間に何等かかの福音を呼ぶものなら多くの方にご利用いただきたいと思っています。最初にこのトイレを設置したのが工事現場によくある簡易トイレです。(2010 年設置・写真は健在の写真）設置から 12 年経過しています（中古品を購入）。さすがにFRP の本体に劣化は見られますが、まだ数年は使えそうです。菌の補充は数年に一回程度です。汲み取りもせずに自然発酵分解されています。

無臭で汲み取りもいらない便所です。堆肥として使いたいなら、半醗酵の状態のときに畑に散布できます。設置してあるのは、市原市東国吉にある遊育の森です。見学希望の方はご案内いたしますのでどうぞご連絡ください。
石井（090-2476-1361）まで、この記事が出る頃には、厄災が祓い清められていることを祈念しています。

ナルナル式無臭トイレのホームページ

無臭簡易トイレ初号機の現在

事業鑑定士 天満由美子の健康運

（令和４年５月～令和４年８月）

『タイミングとリズムが重要課題』

おひつじ座（3/21~4/20）

病は気からと言いますが、実は気力だけで乗り切れることには限度があります。ひとつしかない身体ですから、いたわってあげて良いのです。

おうし座（4/21~5/21）

身体を動かさずにいることをよしとせず、なんとか運動の時間を作りましょう。代謝がどんどん落ちて、いいことはひとつもないようです。

ふたご座（5/22~6/21）

わかっているけどやめられないこと、をそろそろやめましょう。持ち前の体力だけでは乗り切れなくなってきます。特に暴飲暴食に要注意。

かに座（6/22~7/23）

マメさを発揮すると良い時期。検査や日々の生活の丁寧さが体調管理に効果てきめん。他人の意見に流されず、自分を信じて実行して下さい。

しし座（7/24~8/23）

三回の食事時間をきっちり決めておきましょう。できる限り決めた時間に沿って行動し、胃腸の環境やリズムに気を遣うと身体が整います。

おとめ座（8/24~9/23）

すべきである。であるべき。と決めつけるのは要注意。意外なところから解決策が出たりするので、固執せずに頭を柔らかくしていましょう。

てんびん座（9/24~10/23）

小さな習慣をコツコツ見直していけば、良い習慣として定着していく時期です。面倒くさがり放っておいた事柄も、見直してみると良いです。

さそり座（10/24~11/22）

じっくり考えて進めようとすると、あれもこれも気になってしまい、裏目に出る様子。必要最低限をこなして、調子が戻るのを待ちましょう。

いて座（11/23~12/22）

身体を動かすことは、頭もすっきりとなり、ストレスも軽減してくれます。時間がとれなくても、こまめに家事をするなど工夫をしてみよう。

やぎ座（12/23~1/20）

完治していないのに活動再開、は良い傾向ではありません。この時期ぶり返す可能性が高く、体質的なクセとなってしまう恐れがあります。

みずがめ座（1/21~2/19）

消化の良いものを食べて胃腸をいたわりましょう。冷たいもの、辛いものも要注意。知らずとたまった疲れが急に胃腸に出てしまいそうです。

うお座（2/20~3/20）

シャワーだけで済まさず、しっかり湯舟につかり、自覚していない冷えをほぐしましょう。入浴剤やアロマタイプ石鹸なども活用してみて。

新入会員のご紹介

新しく会員になられた皆さんです。
～よろしくお願い致します～

パラダイム・インターナショナル 株式会社
● 260-0834 千葉市中央区今井 1-23-10-102 ● TEL 080-1229-1630
● 今井支部 ● 飲食店

すくらむ税理士法人
● 231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 118 エトワール山下 311
● TEL 045-264-8108 ● 南支部 ● 税理士

株式会社 NEXT CREW
● 266-0031 千葉市緑区おゆみ野 2-44-11 ● TEL 043-310-4178
● 生実支部 ● 総合建築

深山 哲郎
● 260-0032 千葉市中央区登戸 2-3-18 コスモレジデンス千葉登戸 502
● TEL 043-244-2150 ● 南支部 ● 司法書士業務

株式会社 みらいkidsパスポート
● 290-0007 市原市菊間 1959-2 ● TEL 0436-43-7782
● 菊間支部 ● 児童福祉事業

オービックジャパン 株式会社
● 266-0026 千葉市緑区古市場町 425-2 ● TEL 043-497-2301
● 生浜支部 ● 建物サービス業

株式会社 家守りステーション千葉
● 290-0050 市原市更級 1-8-16
● 五井東第２支部 ● 磯別建設業

株式会社 穂積工業
● 290-0061 市原市八幡石塚 1-14-18 ● TEL 0436-41-9529
● 八幡北支部 ● 建設業

株式会社 C.M.E
● 290-0004 市原市辰巳台西 1-8-23 ● TEL 0436-74-6178
● 市津支部 ● 機械修理業

株式会社 D-1
● 290-0011 市原市能満 1533-28 ● TEL 0436-55-9160
● 市原支部 ● 自動車小売業

加藤涼一技術士事務所
● 299-0117 市原市青葉台 7-3-109 ● TEL 0436-62-6502
● 姉崎中央支部 ● 廃棄物コンサルタント

株式会社 ケーエスパートナー
● 266-0007 千葉市緑区辺田町 605-4 ● TEL 043-312-8715
● 誉田支部 ● 流通加工業

渡辺美建 株式会社
● 290-0023 市原市惣社 180-1 2F ● TEL 0436-26-7655
● 五井中央第２支部 ● 鍛冶業

株式会社 Instill
● 260-0825 千葉市中央区村田町 893-80 ● TEL 043-239-6799
● 生浜支部 ● 化学製品製造業

合同会社 杏寿
● 266-0002 千葉市緑区平山町 542-6 ● TEL 043-228-1110
● 誉田支部 ● 訪問介護

協和アグリ 株式会社
● 266-0033 千葉市緑区おゆみ野南 5-18-8 ● TEL 043-375-6312
● 生実支部 ● 卸売業

法人会からのお願い

会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出費ご多端の折恐縮ですが、令和3年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいますようお願い致します。

住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当会会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいますようお願い致します。

一般社団法人
千葉南法人会会報

第 137 号 令和 4 年 3 月発行
発行所 一般社団法人 千葉南法人会
〒260-0842 千葉市中央区南町 2-22-5
ケープビル 201 号
電話 043-264-4080
FAX 043-264-4680
E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp
発 行 人 麻 薙 重 彦
編 集 広報委員会
編集責任者 秋 庭 重 樹
印刷・会員 (有)丸三印刷所

編 集 後 記

法人会には、各連合、その下に各支部が有り、それぞれ事業活動を行なっています。

各連合、各支部には会計担当者が居り、お金の管理をしています。特に通帳の管理について、今、私が担当している連合の通帳は役員の改選により担当者が変わる度々に通帳名義や印鑑の変更の手続を行なっていました。

印鑑は今まで会計担当者の名前を使用していましたが、改たに『第○連合』という印を作り、継続的に使用できるようにしました。

しかし、通帳名義については、その度々変更が必要になります。今回、印鑑と名義を変更するのに謄本や、前担当者の住所、電話番号等の確認が必要になり、銀行にて手続きをするのに１時間以上かかりました。

今後、各連合、各支部の会計担当の引継ぎ、管理をもっと簡単に出来ないものか検討していかなければなりません。

有限会社 日本ビジネス

代表取締役　景山　秀貴
税　理　士　景山　秀貴

お客様との信頼関係を第一に考え
地域に密着したサポートを

〒290-0062 千葉県市原市八幡 1126-67　TEL 0436 (41) 2689 (代表)　FAX 0436 (41) 2430

千葉南法人会会員

タカハシ

質

買取・販売

辰巳通り若宮団地入口

営業時間 ● AM8:00～PM8:00
定 休 日 ● 毎月8・17・18・28日

タカハシ商会　検索

有限会社 タカハシ商会
代表取締役 髙橋正宏

〒290-0005 市原市山木1147-4
TEL 0436-41-3098
FAX 0436-41-3125

2022年　一般社団法人 千葉南法人会

生活習慣病健康診断のご案内

充実の内容を短時間で受診頂けます（約２時間）

会員特別料金

健診日・健診会場：2022年7月6日㈬、7日㈭、12日㈫、15日㈮
2022年10月18日㈫、21日㈮
2022年12月6日㈫、8日㈭、13日㈫、15日㈭
五井グランドホテル (市原市五井5584-1)

受付時間：9:30～11:30

※料金はすべて税込

コース名・検査項目	一般料金	会員特別料金	値引き額
総合コース Aコース＋超音波（腹部、胆・肝・膵・腎・脾５臓器）＋腫瘍マーカー（CEA・AFP・CA19-9）検査＋C型肝炎検査　**喀痰検査を専用容器代のみで実施 500 円**	54,100 円	38,300 円	－15,800 円
Aコース 視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・膵機能検査・糖代謝検査・高脂血症検査・高尿酸血症検査・血液検査・便潜血検査・眼底検査・眼圧検査・診察等	28,700 円	22,500 円	－6,200 円
Sコース Aコースの消化器系（胃部X線・便潜血）検査を省略したコース	22,500 円	17,700 円	－4,800 円

協会けんぽ（全国健康保険協会）被保険者の方は上記会員特別料金より、さらに7,529円の補助が受けられます。
補助の対象は①総合コース、Aコースを受診（Sコース、基本定健は対象外になります）②35歳～74歳までの方となります。詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

オプション検査（上記各コース受診の方に対し、ご希望により行います（別料金））	
アミノインデックス検査 **1回の採血で複数のがんの可能性を評価** **血液中のアミノ酸濃度からがんである可能性を評価します。**	22,800 円
Lox-index 検査（脳梗塞・心筋梗塞の発症リスクの検査） 動脈硬化に関する物質を測定し、将来的危険度を知ることが出来ます。(採血検査)	13,500 円
頸動脈超音波検査 超音波画像により動脈硬化の状態がわかり、各疾患（脳卒中、脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血、狭心症、心筋梗塞、甲状腺等）の予防に役立ちます。	7,600 円
女性健診（女性対象超音波検査） 乳房・下腹部（子宮・卵巣）を超音波で検査します。 （女性スタッフが行い下腹部の視診、触診はいたしません）	4,300 円
MAST48mix（アレルギー検査） 一度に 36 項目（48 種類）のアレルギーの原因物質を見つけます。(採血検査)	15,400 円
ABC 検診（胃ガンリスク検診） ピロリ菌とペプシノゲン検査の結果から、胃がんのリスクを分類します。(採血検査)	4,700 円
CYFRA（肺ガン腫瘍マーカー） 男性・女性問わず近年増加傾向の肺がんに有効です。(採血検査)	3,600 円
前立腺腫瘍マーカー検査（PSA） 前立腺の異常に的を絞って反応し膀胱腫瘍等発見されます。(採血検査)	3,600 円

NEW 腸内フローラ検査	19,800 円（税込）	腸内細菌を可視化できる検査です（採便後、ご自身でポストへ投函） ※こちらの検査はお申込み後、取り消しや返金がお受けできませんので予めご了承ください
NEW 新型コロナウイルス抗体検査	6,600 円（税込）	※単独で実施可能です　※健診結果はご受診者様のご自宅へ送付
新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に対する抗体（IgGを含む）を検出する定性検査です。感染の既往を示す抗体保有の有無を確認します。		*採血検査*

※従業員・パート等の健診料金は福利厚生費として認められます。但し、役員のみの受診では認められません。詳しくは、税務署法人課税部門へ。

★ 申し込み方法　健診月2ヶ月前に〝健診のご案内〟を送付致します。
又は、千葉南法人会ホームページ内の、福利厚生制度ページから申込書をダウンロード下さい。

一般財団法人 **全日本労働福祉協会**

お申込み・健診料金等のお問い合わせ
渉外部　TEL：**03-5767-1714**
受付時間（平日）：9:00～12:00、13:00～17:00

検査内容・健診結果・事後フォロー・健診相談のお問い合わせ
データ管理部 健康支援課　TEL：**03-5767-6162**
受付時間（平日）：9:00～12:00、13:00～16:30